



吉田松陰関係資料 157「意見書文案」の裏面

文書館
もんじょかん
動物記



書庫に棲む動物たち

⑧

午

うま

「吉田松陰関係資料」の中の馬の絵

この馬の絵は、吉田松陰関係資料No.157「意見書文案」の裏面に描かれているものです。

いったいだれが描いたものなのでしょう？

1. 表側は松陰の意見書案

馬が描かれた面の反対側、文書の表側には、作成者名も年月日もありませんが、山口県教育会編『吉田松陰全集』（昭和7～12年刊）以来、安政6年（1859）2月頃、松陰が記したものと推定されています。この時期は、松陰が老中間部詮勝襲撃を計画したことから、藩が彼を再度野山獄に投獄した時期（安政5年12月～同6年5月）に当たります。

文書の内容は、松陰が藩（もしくは藩の重職）へ提出しようとした意見書の下書のようなものです。藩の役人人事はたいへん難しい問題であること、藩の重役はもちろん、重役を補佐する役人の人選には十分な吟味が必

要であること、人事の決定は衆議を尽くし、できるだけオープンであること、いったん決定した人事はできるだけ長く続けること、下からの意見上申の道を担保すること、などを提言しています。

2. 裏側は手紙の下書き

一方、馬が描かれた側の文章にも、作成者名や年月日はありません。

内容は、個人的な手紙の下書きです。「小幡ばい堂」なる人物の病状を尋ねたり、手紙の前日、宛先となる人物が忘れて帰った袴のことなどについて書かれています。手紙の内容と馬は何も関係ありません。馬の絵は、単なるいたずら書きのようです。

これまでの研究の中で、この文章は、松陰が書いたものとは考えられていません。ゆえに『吉田松陰全集』にも収録されていないものです。

現時点では、だれが書いた文章なのか不明なのです。

吉田松陰関係資料



吉田松陰に関する文書や所用品など、松陰が家督を継いだ吉田家に伝わった「吉田松陰関係資料（吉田家伝来）」754点は、山口県文書館が所蔵しています。

これらは、松陰の生涯に関する資料が時代に偏ることなく残り、松陰の行動や思想を知る上で基本となる資料であることから、平成21年11月17日、山口県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。文書の多くは『吉田松陰全集』に翻刻されています。

3. なぜウマの絵が意見書の裏に？

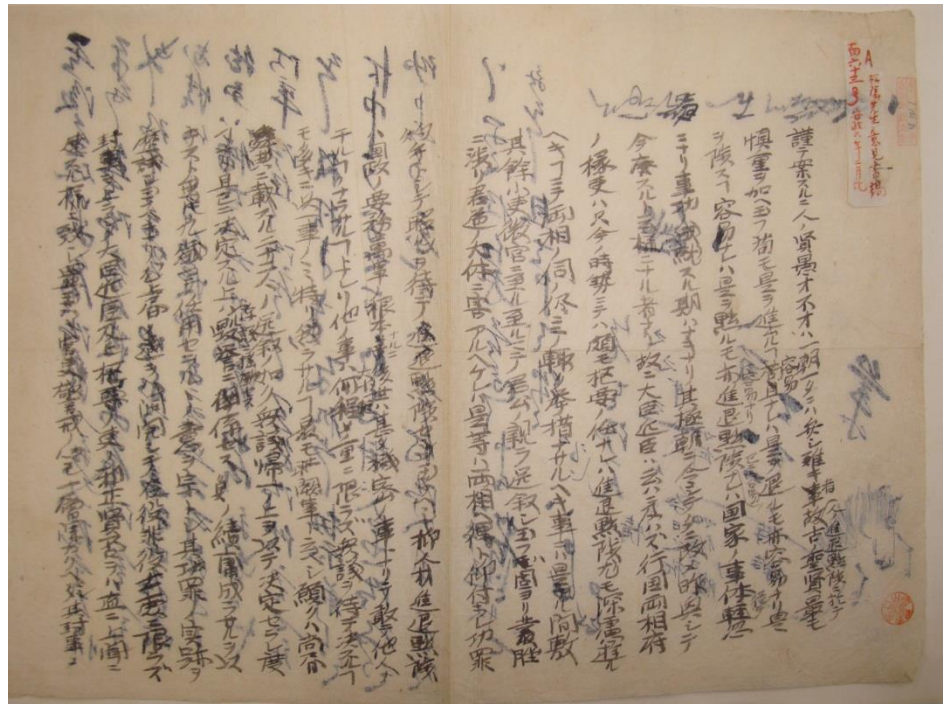
なぜ松陰が書いた意見書案の裏側に馬の絵があるのでしょうか？

可能性としては、

- ①紙が自由には使えない野山獄中であって、松陰が反古紙を再利用したもの
- ②松陰死後、意見書案が反古紙となり、誰かが手紙の下書き用に使ったもの

という二つが推測されますが、②は考え難く、①の可能性が高いでしょう。

残念ながら、現時点では、この馬の絵を松陰が描いたと考えることは難しいようです。ただし、少なくともこの馬の絵を「松陰も見た」とはいえそうです。



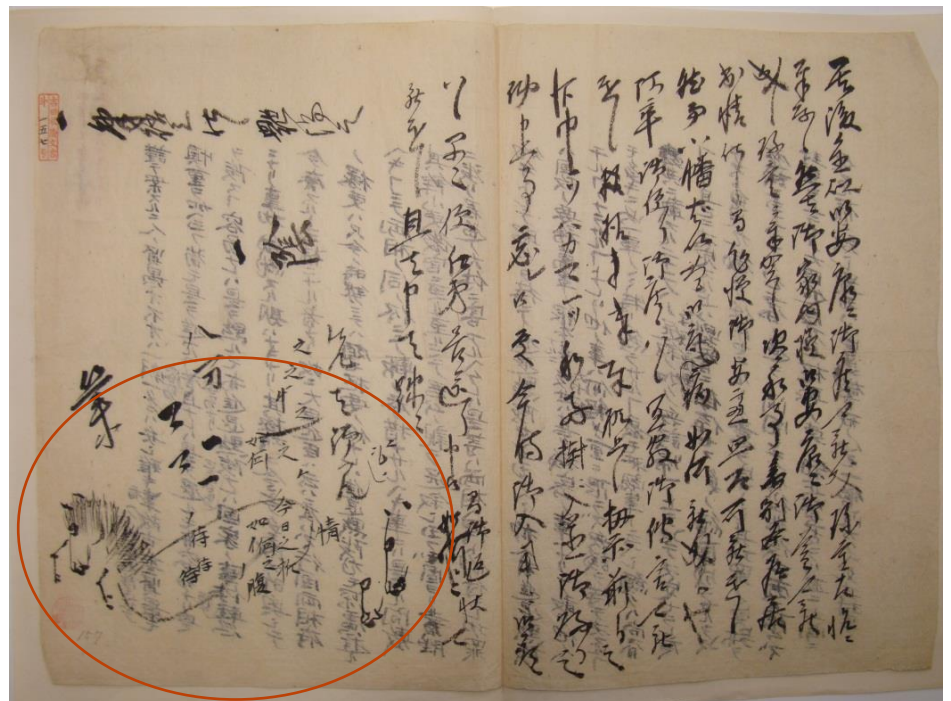
「意見書文案」の表側：松陰の上申書の下書き

4. 馬の絵が意味するものは？

松陰の意見書案の裏側に、このような馬の絵があることは、これまで取り立てて指摘されたことはありません。

松陰研究は、主に『吉田松陰全集』など活字史料を利用して進められていますが、いまいちど原文書に注目することで、さまざまな新しい発見がある可能性があります（たとえば筆跡、紙の質、読みの訂正など）。もしかしたら、そこから新たな研究が広がるかもしれません。

馬の絵は、そうした問いを投げかけるひとつのシンボルとして理解すべきかもしれません。



「意見書文案」の裏側：誰かの手紙の下書きと馬の絵
馬の右側に馬の顔や人の顔なども描かれています。